

「市第 141 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正」
及び「市第 142 号議案 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運
営の基準に関する条例の一部改正」について

1 改正する条例

- (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- (2) 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する
条例

2 市第 141 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
について

(1) 趣旨

「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」(以下「市基準条例」という。)は、国
が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(以下「国基準省令」という。)を踏まえ制定
しています。

このたび、建築基準法の一部改正により国基準省令が改正されたことに伴い、本市においても、条
例の一部を改正します。

(2) 改正の概要

建物の 3 階に保育室等を設ける場合の現行基準の維持

市基準条例では、国基準省令と同様に、保育室等を建物の 3 階に設ける場合に、建築基準法を
適用することにより、同法第 2 条第 9 号の 2 の耐火建築物であることを要件としてきました。

このたび、建築基準法の改正により、この要件が緩和され、児童福祉施設を含む 3 階建ての建
物の一部(劇場、病院、保育所、幼保連携型認定こども園等の特殊建築物で 200 m²未満の建物)
においては耐火建築物であることが求められなくなりました。

しかしながら児童福祉施設については、保育所等が火災時の避難に通常よりも時間を要する
と考えられる小学校就学前の子どもが通う施設であることを踏まえ、今後も現行基準を維持す
る必要があるとして、国基準省令が改正されており、本市としても国と同様に現行基準を維持す
る必要があると考えるため、条例改正を行います。

(3) 施行日

条例公布日をもって、施行の日とします。

3 市第 142 号議案 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の
基準に関する条例の一部改正について

(1) 趣旨

「横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」(以下
「市幼保基準条例」という。)は、国が定める「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備
及び運営に関する基準」(以下「国幼保基準府省令」という。)を踏まえ制定しています。

このたび、国幼保基準府省令が改正されたことに伴い、本市においても、条例の一部を改正します。

裏面あり

(2) 改正の概要

ア 建物の3階に保育室等を設ける場合の現行基準の維持

市幼保基準条例では、国幼保基準府省令と同様に、保育室等を建物の3階に設ける場合に、建築基準法を適用することにより、同法第2条第9号の2の耐火建築物であることを要件としてきました。

このたび、建築基準法の改正により、この要件が緩和され、児童福祉施設を含む3階建ての建物の一部（劇場、病院、保育所、幼保連携型認定こども園等の特殊建築物で200㎡未満の建物）においては耐火建築物であることが求められなくなりました。

しかしながら幼保連携型認定こども園については、火災時の避難に通常よりも時間を要すると考えられる小学校就学前の子どもが通う施設であることを踏まえ、今後も現行基準を維持する必要があるとして、国幼保基準府省令が改正されており、本市としても国と同様に現行基準を維持する必要があると考えるため、条例改正を行います。

イ 副園長及び教頭の職員配置算入に係る資格の特例期間を10年に延長

第9次地方分権一括法により、幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭については、原則、保育士資格と幼稚園教諭の免許の両方の資格を取得していることが必要なところ、一方の資格を取得していれば、保育教諭とみなす資格の特例期間が5年間（令和2年3月末まで）から10年間（令和7年3月末まで）に延長されました。

当該特例に関連して、国幼保基準府省令では、副園長及び教頭の職員配置算入の考え方について、職員配置数に算入する場合は、保育教諭と同様に原則、両方の資格を取得していることが必要なところ、一方の資格を取得していれば、職員配置数に算入できるとする特例期間を設けており、当該特例期間についても5年間（令和2年3月末まで）から10年間（令和7年3月末まで）に延長されました。

本市としても、一方の資格を持った副園長・教頭を職員配置数に算入している園があり、既存施設の運営に影響が見込まれることや、幼稚園・保育所の職員のうち一方のみの資格を持った職員が一定数存在し、今後の既存施設から認定こども園への移行にも影響が見込まれることを踏まえ、当該特例期間を延長するための条例改正を行います。

(3) 施行日

(2)アについては、条例公布日をもって、施行の日とします。

(2)イについては、令和2年4月1日を施行の日とします。